

りょうご しせつ じちかい ぜんこく せつりつ
療護施設自治会全国ネットワーク設立

じゅんぴかい ナンバー
準備会 ニュース No.5

ナンバー きょうりょく わが ねんど かつどうほうしん かん
『ニュース』No.4で、ご協力をお願いした「94年度活動方針に関するアンケート」の
かいとう じむきょく せいり けっか かいいん こうりゅうかい りょうごしせつ さくせい
回答を事務局で整理した結果、①会員の交流会、②療護施設ガイドブック作成の、2つの
きぼう つよ おも づき けいかく た
ご希望が強かったように思います。そこで次のような計画を立てました。

その①

12月10～11日、東京に来ませんか？

にってい ねん がつ
日程 : 1994年12月

とわか ど りょうご じちかい りょうごしよくいん こうりゅうかい
10日(土)13:00～15:00 <療護自治会ネット>と<療護職員ネット>の交流会
よる じちかい こんしんかい
夜 自治会ネット懇親会
にち にち りょうご しせつ じちかい こうりゅうかい けん だい かいそうかい
11日(日)10:00～12:00 療護施設自治会ネットワーク交流会(兼・第1回総会)
13:30～16:30 たい かい しせつちようさ じんけん てんぼう
第2回「施設調査から人権ガイドラインを展望する」
シンポジウム(全国療護施設生活調査委員会主催)

ばしょ どうきょうとしょうがいしゃそうごう しゅうかいしつ
場所 : 東京都障害者総合スポーツセンター集会室

しゅくはく どうしょ とわか めい にち めいぶん かくほす
(宿泊も同所で、10日20名、11日8名分を確保済み)

さんかひ ひとり えん しゅくはくたい しょうがいしゃ ばく えん ていど
参加費 : 1人1000円 + 宿泊代(障害者1泊1500円)程度

ないよう しせつ りょうしや こうりゅう ぜんりょうきょう きやくさま
内容は、あくまでも、施設あるいは利用者の交流がメインですが、全療協からお客様に
き いただ ぜんりょうきょう はな あ ひら あそ
来て頂いて“全療協との話し合い(?)”も開ければ……そして、ちょっぴり遊びも……

かんが など、考えています。ただし、8月末現在、詳しいことは決まっています。

とうきょう とお こうつうひ ほじょ とうきょう つ かいじょしゃかくほ ひつよう ばあい
東京から遠いかたの交通費補助、東京へ着いたあとの介助者確保など、必要な場合は、
できるだけご希望に添いたいと思っています。

がつ せいしき もう こ ようし おく よてい さんか きぼう
10月には正式な申し込み用紙をつくり、お送りする予定です。参加希望のかたは、9
がつちゅう じむきょく でき れんらく じょうけん ととの さんか
月中に事務局あてに、出来ればハガキでご連絡ください。もし条件が整えば参加したいと
かた
いう方も、とりあえず、ご一報ください。

その②

あなたも特派員になってみませんか？

とうきょう しせつ すす こえ き は
「東京の施設は進んでいる」といった声をよく聞きます。果たして、そうなの
でしょうか？ 「同じ県内なのに、他の施設の暮らしが分からない」といった声
も聞かれます。これは多分、本当のことでしょう。

ちほう かくさ おお こえ き こ だれ
「地方との格差が大きい」という声を聞いても、あまりピンと来ない……。誰
でもそうでしょうが、よその施設は良く見えるのではないのでしょうか。

じぶん しせつ せいか よ とく しせつ しょうかい
また、自分のいる施設で、成果の良かった取り組みを、よその施設にも紹介し
てみたいと思ったことは、ありませんか？

じむきょく ほか しせつ けんがく ほうもんき か くだ かつた ぼしゅう い
事務局では、他の施設を見学して訪問記を書いて下さる方を募集します。行っ
て頂ける方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡下さい。せめて経費（交
つうひ かいじょひ しょくひ ひつよう しゅくはくひ ぶたん おも
通費・介助費・食費、必要であれば宿泊費）は負担したいと思います。

ていど あつ りようしゃ め み りようご しせつ
ある程度データが集まれば、“利用者の目から見た”『療護施設ガイドブック』
をつくる事が出来るようになるでしょう。

しゅざい き じむきょく ごれんらく
なお、取材に「来てほしい」というかたも、事務局まで御連絡ください。

さて、『活動方針に関するアンケート』は、7月末までで20通寄せられています。
ご協力ありがとうございました。交流会・ガイドブック作成以外にも貴重なご意見が
たくさん出されています。それらは、今後にむけて活かしていきたいと思えます。
アンケートの集計結果をご希望の方は事務局までお申し込み下さい。(回答をお寄
せ下さった方々には、お送りしました。)

天童厚生会見学レポート

東京都清瀬療護園 山科賢一

私は梅雨がしまろうとする6月7日に、静岡県天童市にある社会福祉法人・天童厚生会
という福祉施設のデパートの様な所へ行って、いくつかの施設を見学させてもらった。
その中の浜名寮という、重度の知的障害を伴った重複障害者を対象としている療護施設
では、ほとんどの障害者は床にころがって時間を過ごしている様だった。
建物は平屋で、亀の形をしており、中央に介護人室や食堂・トイレ等があり、手足が居
住棟になっている。

居室は、6~8人部屋であるが、
たぶん寝る時だけしか使わないもの
と思われ、廊下から丸見えのガラス
張りであった。

結局、少ない職員で管理しやすい

様になっていると思われた。

次に厚生寮という療護施設では、

4号での水島さんのレポートを見て頂ければ生活は詳しく解ると思うが、直接、水島さん
にお会いし、話のできたので、私が見て聞いて、感じたことを書きたいと思う。



※天童厚生会・寮内グリーンボール大会にて。

左端が前回『ニュース』のレポーター水島氏。

部屋は4人部屋で、隣り合わせのベッドの間には目隠しカーテンがあるが、向かい側のベッドとの間にはなく、プライバシーどころか、それ以前の問題であると思った。

外部とのコミュニケーションの手段として、まず電話を考えるが、居室の電話回線がないだけでなく、公衆電話も、食堂の片隅に1ヶ所しかなく、家族や友人との連絡も、あまり取れないのではないかと思った。介護職員はすべて女性であった。

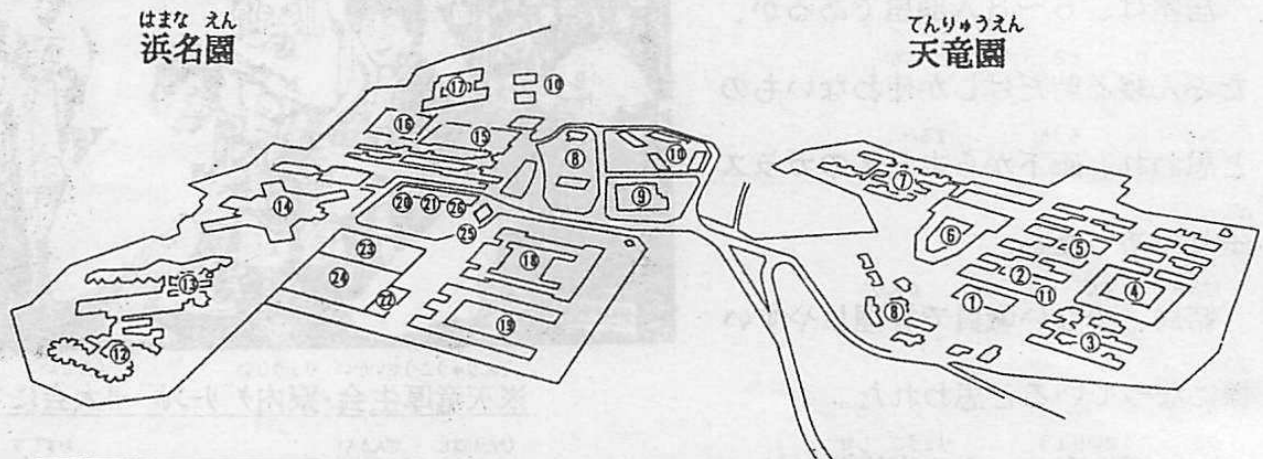
以上、私が見せてもらった施設の中で、療護施設のことを書いたが、私が強く感じたことは、プライバシーや人権を問題にする以前の問題であると思う。

何故ならば、身体が不自由だからと言って共同生活を強いられるだけでなく、大人が異性介護を強いられている現状は、どう考えても人権無視としか考えられない。

確かに経営者や職員の論理もあるだろうが、その人たちが考えていることは、「障害者だから仕方ない」という考えを伴っているのではないかということに、私は疑問を感じる。

しかし日本の保守的な考えの人は、何が悪いのかと言うかもしれない。身体が不自由な

てんりゅうこうせいけいはいちず
天竜厚生会配置図



天 竜 園		浜 名 園	
① 総合事務所	⑨ 天竜市営体育センター	⑫ 美 浜 寮	⑳ 研修センター
② 天竜厚生会診療所	⑩ 天竜市営福祉住宅	⑬ 天竜ワークキャンパス	㉑ ティサービスセンター
③ あがいし学園	⑪ スーパーてんりゅう	⑭ 浜 名 寮	㉒ 給食センター
④ 百々山寮		⑮ 天竜福祉工場	㉓ 公 園
⑤ 厚 生 寮		⑯ クリーニングセンター	㉔ グランド
⑥ 清 風 寮		⑰ 赤 松 寮	㉕ 喫茶店・ちゃむ
⑦ 赤 石 寮		⑱ 翠 松 苑	㉖ スーパーはまな
⑧ 職員宿舎		⑲ 浜北学苑	

のだから、「我慢しなければならぬ」と言うかもしれない。

私たち、東京都の3療護施設にいる者が、恵まれているから、こう言うのかも知れないと言われるだろうが、東京の施設が「普通の療護施設」となるように、全国の療護施設に暮らしている多くの仲間たちの奮起と、経営者や職員の方たちの理解を求めたい。身体が不自由であっても、一人の人間として、プライバシーや、行動の自由が保障される様に、運動していかなければと考える。

「水島さんの報告を読んで」

たまも園 石川宗二

香川県高松市の“ほのほの作業所”の機関誌に『ニュース』No.4の水島秀俊さんのレポートが転載され、同時に高松の療護施設たまも園に住む石川宗二さんのコメントの載りました。ほのほの作業所と石川さんの了承を得て転載させていただきます。

天竜更生寮の人数構成は、たまも園と似ているように思います。ただ、中身については、色々参考にして行く所があるように思っています。

まず、食事の時間帯ですが、たまも園は6時起床、7:40分朝食、ご飯・味噌汁、昼11:40昼食、4:40分夕食。でも、自分の好きなオカズをスーパーで買うことは出来ません。誕生日と園の行事に飲酒が出来ます。

入浴は一緒で、一人週2回です。14時から15:30分までに入ります。大きい浴槽と機械浴があり、月・木が機械浴、火・金が大浴と分かれています。

クラブ活動は11のクラブがあり、一人多くて5クラブ位程やっている人がいます。たまも園と更生寮の違いを書きますと、消灯時間、たまも園は9時ですが、殆どの方は6時にベッドに上がり、すったもんだして、2年前から月100円の電気代を払ってテレ

ミ ス ジ レいぼう き せんふうき な にん べや にん べ
ビを見たりして過ごし、9時に冷房が切れて、扇風機の無いところで、6人部屋と4人部
や にん べや かい よなか おんど ど ぶ なか ね ねんちか す
屋で、4人部屋は2階ですが、夜中の温度32度5分の中で寝る。これを20年近く過ご
しているのです。

か もの ねん かい ちか か もの い いめい こじんてき
買い物は年に3回、近くのスーパーに買い物に行きます。それ以外に、個人的には、ポ
ランティアと外出に行ってきます。

そしき はんちようかい べつ めい かがけんしょうがいしゃひょうぎかい
組織としては、班長会と、別にサークル『やすらぎ』12名で、香川県障害者評議会で
けんこうしょう けんざいせい よゆう な ようぼう とお
県交渉をしていますが、なかなか県財政の余裕が無いのか、要望が通りません。でもこれ
いちりょうご しせつ もんだい ようご ろうじん さいたくふくし えいぎょう しょうがいしゃ ろう
は一療護施設だけの問題でなく、養護老人ホームや在宅福祉にも影響するし、障害者や老
じん じんけんもんだい つな じかん おも けん くに ようぼう い
人の人権問題に繋がるので、時間がかかるとは思いますが、県や国に要望して行きたいと
おも
思います。

すこ じしん も い こと はたら かいご しゃ ひと いつ やくだ
サークル『やすらぎ』が少し自信を持って言える事は、働く介護者の人に、何時か役立
つと、いまわ ちから し おも
「今は分かって貰えないかも知れませんが」思っています。

おしらせ

てつどうこうさいかいしゅざい たい かいしゃかいふくし がつ にち ふつか かん
鉄道弘済会主催の『第31回社会福祉セミナー』が、7月21・22日の2日間、
かいさい ほう しゃかいふくし かいかく そうかつ ふくし たいけいさいいん してん
開催されました。総テーマは「社会福祉改革の総括と福祉体系再編の視点」。

にちめ あたら ふくし しせつ ちようりゅう たい ぶんか かい たんざわ
1日目の『新しい福祉施設の潮流』と題する分科会では、丹沢レジデンシャルホー
ぜん じちかいちよう こみねかずもり しせつせいかつ かんきょう しゅうけいほうこく
ム前自治会長の小峰和守さんが、「施設生活と環境についてのアンケート集計報告」

けいそんかいたいしんしょ まちようほうこく
および「頸損解体新書」をベースに、基調報告をなさいました。

とうじつ ろくおん かしたし きぼう じむきょく れんらく
当日の録音テープの貸出をご希望のかたは、事務局までご連絡ください。

『ニュース』No.2～4と連載してきました清瀬療護園の人権擁護委員会発足までの経過 — No.2 (自治会から)・No.3 (開設準備室長から)・No.4 (職員組合から)に続き、今回は園長のコメントです。

はじめに。

じゅうどしんたいしょうがいしゃ かた せいかつかいご もんだい かんが とき いつ わたくし のうり う できごと
重度身体障害者の方の生活介護の問題を考える時に、何時も私の脳裏に浮かぶ出来事が

あります。

それは、1972年、社会福祉法人まりも会が運営する救護施設「くるめ園」の入所者の方々が、同園の介護職員(数名)に対して「介護拒否」といった実力行動をとった出来事です(まりも会は、東京都清瀬療護園を運営する法人でもあります)。

詳細については、紙面の都合で省略しますが、この問題の結末は、複雑な経過を辿った末、障害者から生活介護の仕事をするのを拒否された数名の職員は結果的には同園を退職したと聞いております。

さて、この問題の特徴は、弱い立場にある障害者、特に重度障害者の方の場合、たとえば介護者(職員)の介護方法について疑問があっても、介護者の人となりがわからない内は率直にはなかなか言い出せないと聞きます。まして、介護者の介護態度に対して問題に感じていることがあっても、「もの申し」たり「批判」することは大変難しいことは誰でも想像できることです。

このように介助の問題は、障害者にとって日々切実な問題であるにも関わらず、なかなか表面化しにくい問題とも言えます。(密閉されやすい)

とうじ わたくし したい ふ じゅう じ しせつ きんむ えん かいご きよひ もんだい
当時、私は肢体不自由児施設に勤務していましたが、くるめ園の「介護拒否問題」は、

施設に勤務する職員の介護態度についての問題の提起であり、私としては人ごとでは済まされない思いがあり、その推移を注意深く見守っていた一人でした。

この身体障害者の介護問題に似ている問題としては、以前から医療の問題または高齢者問題の一つとして社会的関心を集めている「入院患者（家族）と付添婦（家政婦）問題」とも類似点が多いように思います。

この問題については、最近、朝日新聞の家庭欄に連載されている（注）、病院内で全面介護を受けなければならない老人を巡る看護、介護問題があります。

また看護婦と家政婦（助手）、患者と家政婦の実態もルポの形で紹介しています。

介護問題は人間には何時か、遅かれ早かれ誰でも訪れる出来事である、貴方自身の問題ですと警告を発している内容でもあります。場所こそ病院と施設との違いがありますが、身体障害者施設の介護問題に著しく似ていると考えているのは私だけではないと思います。

東京都清瀬療護園における「人権擁護第三者機関」設置（予定）に至るまでの経過（概略）

を幾つかご紹介します。

（注）朝日新聞家庭欄連載記事《付き添って》

ルポ老人介護24時間 平成6年6月連続掲載記事

1. 居住者自治会による「職員の介護態度に関するアンケート調査」について。

この調査の結果は、1986年度「東京都清瀬療護園のまとめ」に発表されたものです。

以下に調査についての概要を紹介いたします。

実施期間、1986年夏から半年間かけてボランティアによって聞き取り調査したものでした。

対象。居住者60名中、有効回答数は50名でした。

内容と結果の概要。

質問内容は、職員の介護態度に関連したもので、例えば「施設生活に満足していますか」

※この後は17ページに続く。

るとして、それ以外は旅行クラブで受け持ち、八人単位で六回の分散型の旅行にするとの案で試行することになった。

部員は宿泊地、見学地、途中の車いすトイレの場所、予算、スケジュール、自己負担金などを調査し、伊豆熱川、観音崎、足柄憩の村、八ヶ岳、伊香保、横浜を決定し、居住者に掲示して希望を募り、

一九九三年の四月から十月にかけて試行された。全コース終了後集計されたクラブのアンケート調査でも、九〇パーセント近くの人がゆつたりしてよかったと分散型を評価した。また、職員側のアンケートでも介助は全員参加型より楽だったと好評であった。そこで、この結果を施設に示し、九四年以降も同様に実施することに正式決定した。そして、この四月に第一班がドイツニーランドへ出かけてきたばかりである。

終わりに

新しい施設なら市街地の中につくられる可能性もあるだろう。しかし、既存の施設が市街地へ移転することはまずあるまい。とすれば今現在、施設で生活する約一万二千五百人の居住者の外出保障がどのような形でなされるかは、実現可能な方法から選択せざるをえない。最初の療護施設ができてから二十余年を経過した。当時、若者だった人はテレビと窓からの景色だけを眺め続け、すでに中年になっている。いったい彼らの青春とはなんだったのだろう。事態は、一刻の猶予も許されない。

ゼロか全てかではなく、まず可能な一歩から踏み出すことも大切だと信じている。

こみね・かずもり — 全国療護施設生活調査委員会会員。一九四六年生まれ。一九八四年、交通事故の頸髄損傷による四肢まひ。一九八五年、七沢更生ホーム入所。一九九〇年、飛渡レジデンシャルホーム入所。現在に至る。

※この記事は、16ページから逆にお読みください。

発展した形で一九九二年九月から移送サービスが実現された。

これは、あらかじめ路線バスのように何か所か停留所（例えば駅前、繁華街や図書館）とこの発着時刻とを定めておき、施設のキャブが買物・食事サービス（介助職員が同行する市街地での買物、食事）で運行される際に、停留所に立ち寄り、乗り降りするシステムである。もちろん、どこの停留所で乗り降りしようと、行きか帰りの片方でも、何回使おうと、当日の申込みでも、席に余裕さえあれば制限はない。ただ、キャブを降りれば介助の職員は付かないので単独行動するか、ボランティアや家族と待ち合わせる手筈となっている。

参考までに、一九九三年十一月から九四年三月末までの実績では、一五回実施され、延べ五七名、居住者五〇名中一七名が利用していた。現在は第二段階としてさらに利用客を増やすために、一、電動車いすの運転講習会、二、運行コースの変更、三、夏冬での回数の変更、四、スロープ設置運動（簡単なスロープをこちらで作り店に置いてもらう）などにとりかかっている。

ただ最後に、このサービスが施設から降って湧いてきたものではないことに以下でふれておく。施設と居住者との間で、計画の段階から、何回もの話し合いがなされ、一、移送サービスは一部の利用しやすい人のためでなく、全員のための制度であること、二、より重度で買物・食事サービスに頼らざるをえない居住者の外出の機会を増やすために、単独外出できる者はできるかぎりこの移送サービスを用いること、の二点が確認された。それを受けた自治会では一、停留所附近の五地区の個々の商店の入口の段差、扉の型、車いすトイレの有無、定休日、電話番号などを記入した車いすマップ（B5版二四頁）を作成、二、施設でのボランティア講習会の開催、三、家族へ移送サービスの広報にと可能なことを実現させてきたのである。

居住者旅行

開設当初から年に一回、居住者全員での一泊旅行があったが、一九九二年秋に、施設から不都合が多くなるとかしたい、との申入れがあり、居住者から部員を募集して自治会のもとに旅行クラブを創設した。そしてクラブと施設で協議した結果、基本予算、日程、付き添い職員は施設の決定にまかせ

※この記事は、16ページから逆にお読みください。

実践例

とはいえ、駅や商店街までの遠さからくる外出、買物の不利を各施設はなんらかの形の独自のサービスで補っていると思われるので、それらをさらにアンケートなどから探ってみた。自由記述欄には、「外出について、施設にて訓練をして許可を取り自由に外出可能になった」、「年に数回介助者がついてショッピングに行きます」、「住みよい町作り推進委員会があり次第に改善されつつあります。が、まだまだのところがあり、行政へ申立てをしております」とある。

ほかにも様々な工夫をしていると思われるが、それ以上は知ることはできなかった。ただこれらに關しては今後の「施設ネットワーク」の記事にもなり、多数紹介されると思う。そんな点からもネットワークの今後の活動に期待したい。

また数カ所の施設では、土・日曜日に限るところもあるが、施設のキャブの貸出制度を実施している。これは運転手は家族でもボランティアでもよいが、責任はすべてこちらでもつものだ。料金は使用に合わせたガソリン代を支払ったり、ガソリンを満タンにして返している。

さらに、施設利用者に点数（年間一八点）を持たせ、一時間一点の割りで希望するときに、希望するところへ職員が施設のキャブで連れていくという運転サービスを実施している施設もある。例えば一回で九時間の旅行をすれば二回しか使えないが、三時間の外出なら六回も使えるわけである。居住者のニーズにあわせた選択の余地をもたせた工夫であり、その利用の仕方は居住者次第というわけだ。

移送サービス

最後に私の入居している丹沢レジデンシャルホームでの外出への取り組みの中から、移送サービスと居住者旅行について述べさせていた。参考にしていただければ幸いである。

施設は一九九〇年七月開所、同年九月自治会発足、アンケートの模範回答のようで、駅まで五キロもある山の斜面の緑豊かなところにある。

移送サービスの発端は、施設で実施しているデイケアのバスが施設を出発するときと、戻るときには空であるのに目を付けて、なんとか居住者にも利用させてもらえないかとの話からである。それが

※この記事は、16ページから逆にお読みください。

鉄道とならんでもうひとつの公共交通のバスは運輸省の規定で単独の車いす乗車を認めておらず、必ず付き添いを必要としている。加えて、あの狭い乗降口での乗り降りは無理で、利用したことがない居住者がほとんどではあるまいか。

そんな欠点を補うために、最近リフトバスや低床式バスが導入されはじめたが、それも大都市の公共交通のごく一部で、施設の近くにくるような私営バスに設備されるのは当分先のことだろう。残念ながらバスと鉄道は格段の差があるのが実情である。

そこで、重度の障害者のために、市や町ではタクシー会社に委託したり、タクシー会社自身の所有でリフト付きタクシーが運行されるようになった。しかし、これもある程度の大きさの市に限られ、全市というわけにはいかない。また、一部の市ではタクシー券制度を実施している。しかし、これも在宅の人たちが対象で、施設入所者は二重措置とならぬよう除外されている。タクシーの利用もままならない。

電動車いすはどうだろう。これならかなりの急坂でも登るし、また手入れさえよければ一回の充電で一五キロも走ってくれるので、悪天候と、バッテリー切れの心配を除けば重宝である。しかし、これも支給対象が普通の車いすを操作できないような重度の障害者に限られていることに問題がある。施設が山の中にあると、人里離れていようと、それを理由には支給してもらえないからだ。実は、私の入所している施設でも、脊損者は手がきくために電動車いすが支給されず、外出できないが、より重度の頸損者は支給され、自由に飛回つていけるといふ逆転がおきている。電動車いすは重度障害者の乗り物という考えを捨てて、オートバイや自転車が便利ないように、周囲の環境や行動範囲も考慮して支給してもらいたいものだ。

さいわい、私は電動車いすが支給されたので自宅に帰るにも、天文同好会の仲間にあうにしても、電車と組合わせて使っている。施設から駅までの五キロをただひたすら走る。そして、電車に乗り込みさえすれば、厚木でも新宿でも東京でもバッテリーは減らず、同じ距離にあるようなものである。また寒くもなく、雨も降らない快適環境なのだ。私の場合も施設から駅までの五キロが問題なのだ。やはりアンケートの駅までの平均距離六・二キロは絶望的な遠さとしか言いようがない。

※この記事は、16ページから逆にお読みください。

口以下から四キロとなっていた。

このなかで、三、四キロが「近く」とはたして言えるのだろうかと疑問に感じるが、今回は問題にせず、そこまで出かけなければ商店街に着かない施設の立地条件の悪さと、歩けば一時間近くもかかる距離を近くと表現しなくてはならない居住者の辛さの尺度としてとどめておきたい。

四、以上を総合すれば、残念ながら、多数の施設は駅から離れ、近所に商店街もなく、周囲は山だか田だか畑だか、ともかく人の声のしないようなところらにひっそりと立っており、その居住者は外出も買物もままならずにいる、そんな姿が浮んでくる。

「障害者にも一般社会の中で一般市民の生活を」というノーマライゼーションが叫ばれてすでに久しいが、自由に外出も買物もできない状態での施設生活は、その理念からは程遠いと言わざるを得ない。

また最近ではQOL（生活の質）の向上が問われているが、そのためには移動の自由を保障することも基本的な条件であり、生活の質はその基盤の上に成立しているはずである。移動の自由も満足していない現状からすれば、今、我々が問わなくてはならないのは療護施設のQOE（生存の質、Quality of Existence）なのではあるまいか。

施設利用者の移動方法

では、自家用車を持たない施設利用者が親やボランティアに頼らず単独で外出する際にはいったいどんな手段があり、どんな問題点があるのだろうか。

最近、ようやく、障害者や交通弱者の移動にはJ・R始め公共交通が重要な位置を占めていることが認識されはじめたようで、ことに鉄道に関しては県によっては駅舎改造の際に車いす対応のエスカレーターやエレベーター設置に補助金を出したり、運輸省でも積極的に駅舎に障害者対応を取り組むように指導している。

その結果、それ以外にも、駅員が電車の乗り降りを介助したり、階段を担いでくれたりするようになり、使いやすくなりつつある。今後ますます鉄道で外出する機会が増えると思われる。しかし、問題は施設から駅への移動手段にある。

※この記事は、16ページから逆にお読みください。

図2 施設の自然環境
自由記述からの60例
いやくきじやう

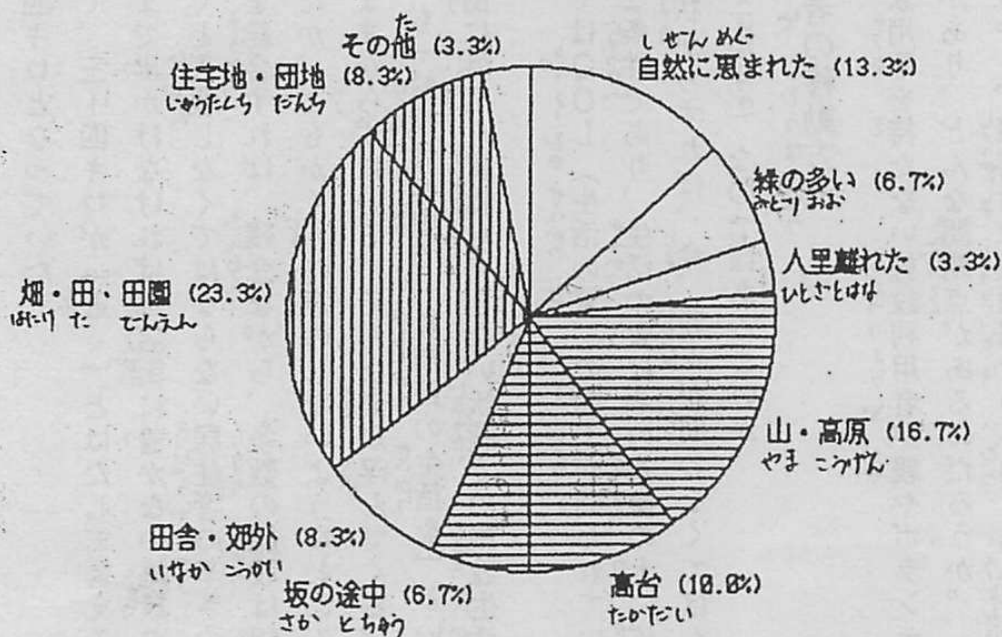
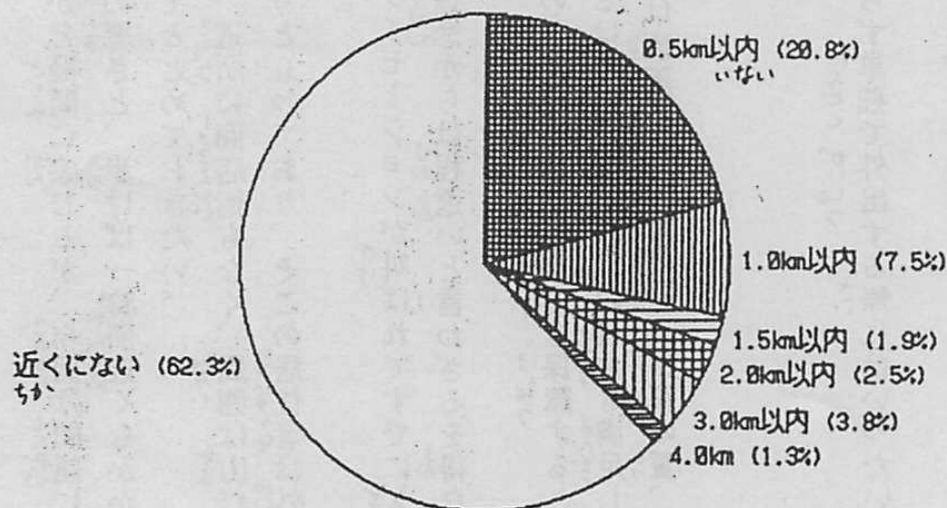


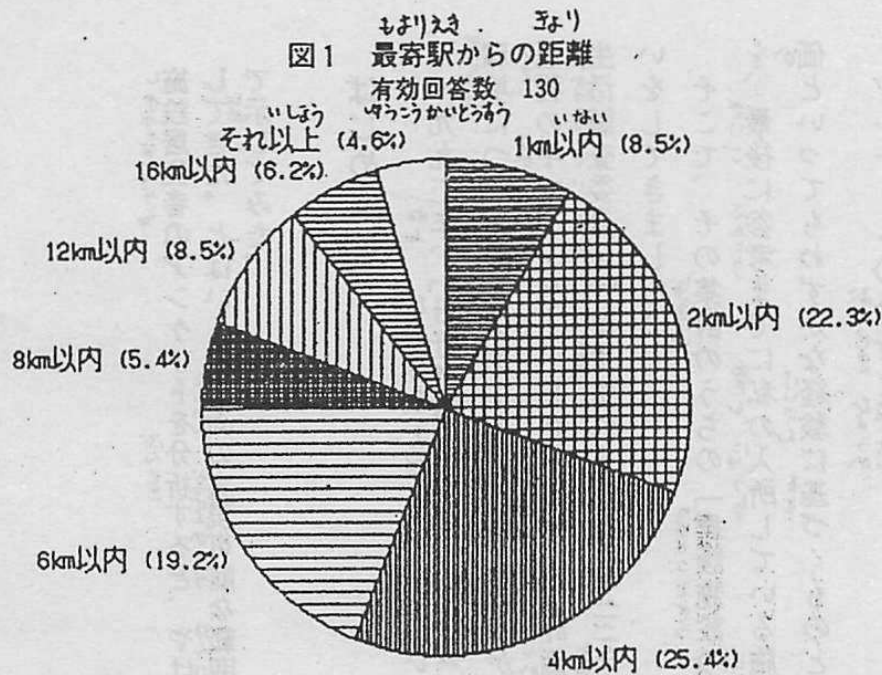
図3 商店街までの距離
しょうみちい きより



※この記事は、16ページから逆にお読みください。

図1 最寄駅からの距離

有効回答数 130



一、設問「最寄の駅から施設までの距離はどれほどか」を調べたのが図1で、平均は六・二キロ、最頻度は四キロである。また、ばらつきは一キロ以下から二キロとたいへん大きかった。

二、施設の自然環境をアンケートの自由記述欄からキーワードで探った結果(六〇例)を図2に示す。施設が起伏のある場所(「山」、「高台」、「坂」)にあると思われるもの(横線模様)が三分の一、逆に、平地と思われる場所(畑・田・田園、「住宅地・団地」)にあると思われるもの(縦線模様)が三分の一であった。ただし、キーワードが「自然」、「緑」、「人里離れた」からは直接地形は読み取れなかった。

さらに、図2を人通りが多いか少ないかで都会型・郊外型と分類してみたところ(都会型—郊外型の分類は筆者の独断である)、都会型に属するのは「住宅地・団地」だけで他はみな郊外型となり、その比は一對一〇と圧倒的に郊外型が多かった。

三、設問「近くに商店街があればどれくらいの距離か」についてをまとめて図3に示しておく、と、「近くにない」が全体の約三分の二を占めていた。

また、「近くにある」の答えの平均は一・一キロ、最頻度は〇・五キロである。またばらつきは〇・五キ

※この記事は、16ページから逆にお読みください。

施設居住者の外出の可能性と実践

小峰和守

施設居住者のアンケートを分析すると、やはり施設から街は遠く、外出すらもままならない状況がはつきりしてきてきた。とはいえ、当面の実現可能な範囲でその不利を克服するよう工夫しているところもあり、具体例で示してみた。

はじめに

一九九二年、「日野療養園入居者自治会」から療養施設居住者の生活状態を調査した「施設生活と環境についてのアンケート」という報告が発行されました。それが施設ネットワークへ発展していく過程の中でアンケートをさらに分析、評価して第二次集計を作ろうということになり「全国療養施設生活調査委員会」が生まれました。九三年十一月から私もその仲間に加わって、少しずつ分析の手伝いをしてきました。

そこで、その集計のうち「療養施設の立地条件」に関する部分の分析と評価を、次にその改善例を、最後に参考までに私の入所している施設の外出に関する取り組みを述べさせていただきます。評価といってもわずかな経験に基づくものとなりますので、不備な点はご容赦ください。

アンケートの分析と評価

基礎になったデータは、一施設あたり男女一名ずつの居住者を対象に、全国二三一の全療養施設に郵送され、全一三八通、八三施設から回答を得たアンケート結果からとっている。

※8ページより続く。

回答=あまり満足していない、または満足していないと答えた居住者は計17名でした。

この17名に対して、その理由は「なぜですか？」職員から精神的圧力を感じることはありませんか？精神的圧力を感じる職員はいますか？その時の具体的な状況はどんな時ですか等々の質問でした。

結果。

ここでは紙面の都合で詳しいことは省略致しますが、幾つかの問題点が明らかになりました。例えば職員の接し方に精神的圧力を感じると答えた居住者は「時々ある」23名、「再々言われる」9名。どのような時ですかとの問いに対して、「いやみをいわれる時」25名、「ブツブツ文句を言われながら介護される時」27名となっていました。

他方、好感が持てる職員という問いに対しては、「自分の言う通り介護をしてくれる人」16名、「よく話を聞いてくれる人」29名の方が答えています。その他、日常生活において起こりうる具体的な場面を想定した質問が出されており、職員の日常的介護場面においての問題点が明らかにされた内容でした。

当園では、日常的に居住者が自由に発言が出来るように努力を重ねてきた歴史がありますが、残念ながら居住者からみると、職員の問題ある介護態度を払拭することが出来ないことがこのアンケートでも具体的に指摘されたわけです。

2. 第二次「介護態度アンケート」の実施とその後の取組み。

調査の理由

当園では、日々の生活問題に対応するために、居住者自治会役員と、生活1・2班長会(寮母職)及び必要に応じて園長も参加した三者または四者による連絡会が随時開催されています。(別に定期に開催される運営会議があります)この連絡会において、再び自治会役員から職員の介護態度についての問題の提起がありました。討議した結果、問題を改

善するためには、具体的に事実関係を把握する必要があるとの考えから、再度アンケート調査を実施することを決定しました。その後、自治会、班長会、職員共同による「アンケート」の原案が作成され、園運営会議にて正式に調査の実施を決定しました。

対象

調査の対象は、居住者及び職員とすることにしました。職員への質問の趣旨は、おおむね居住者のものと関連した質問としました。

実施期間

1990年6月から約3ヶ月（居住者に対しては特定のアルバイトによる個別面接調査）

結果

★ 居住者60名中＝回答数47名。職員84名中＝回答数40名。

★ 調査結果のまとめを居住者、職員全員に配布

なお、居住者に対しては、職員による読み合わせを1週間にわたって、午後4時から5時30分の間、連日実施しました。

★ また、居住者、職員を対象としたアンケート調査についての懇談会（数グループに分散）計3回にわたって開催して問題の確認、改善策を話し合いました。

この介護問題については、問題を密閉するようなことはしない、居住者、職員が正しく事態を受け止め、個別的、組織的に問題の改善に努力する事が私たちの共通の願いでした。

3. 1991年夏、川口市立しらゆりの家で発生した所長による入所者に対する「いじめ」問題。（社会福祉法人まりも会が運営を委託されています）

この事については、当園の組合の田中元書記長が本誌前号に寄稿していますので詳細は省略しますが、一言加筆するとすれば、（1）当園と同じ法人が運営している施設であること。（2）当園と同じ重度肢体不自由者の生活施設であり、しかも入所者と職員との関係の問題であるので、当園が抱えている課題でもあること。（3）身体障害者の人権擁護

問題として無関心ではいられない問題であること。

概略以上のような視点から、園としても主体的に事態の正しい解明と問題の解決に向け、しらゆりの家及び法人理事会に協力することにしました。

他方、当園自治会及び清瀬分会は、此の問題について、しらゆりの家入所者及び組合に対して連帯を表明され、一刻も早い事態の改善をするよう理事長へ要求書を提出しました。

なお、このしらゆりの家の問題は、理事長任命の調査委員会によって実態調査が実施されました。筆者も委員として参加し、居住者、職員、清瀬分会へ調査の経過を適宜連絡、自らの課題として取り組む努力を致しました。

1993年3月、東京地方裁判所八王子支部による和解勧告に基づき所長の退任が実現し終了しました。この事件もまた当園の居住者、職員そして組合員にとっても厳しい教訓となったと考えています。

4. 当園における介護拒否問題とその後の経過（概略）

(1) 1991年10月、当園の居住者A氏から「職員B氏の介護態度が著しく不適切である。此れ迄当事者、関係者間で話し合いを継続したが解決に至らない。今後、B氏の介護を拒否したい」との文書が園長あてに提出されました。A氏の要望に対して、園長は当事者、居住者、職員関係者に対して調査及び協議を重ねました結果、大変残念なことに「職員B氏の介護態度が著しく不適切であった」事実を確認しました。そこで園長の責任において、具体的解決策を見出すまで、居住者A氏の要求を認め、「居住者A氏の介護を禁止する指示を職員B氏に対して行いました。また、この処置を居住者、職員、組合及び法人理事会へ報告、公表しました。

以後、園長と当事者、当事者と関係職員など様々なレベルで問題の確認及び具体的な改善策を得るために協議を重ねました。

しかし、大変残念な事に翌年2月職員B氏から退職届が出され、結果的に当事者間の相

ごりかい もと かいけつ いた
互理解に基づく解決には至りませんでした。

(2) 1992年10月、居住者C氏から職員D氏の介護態度の問題があるので当事者同士で話しあったが解決しない、身体的、精神的にこれ以上耐えられないので「介護拒否」をしたいとの意思表示が書面で出されました。

以後、園長は、居住者C氏、職員D氏及び関係職員と面談を重ね、それぞれの意見と事実関係の把握に努めました。

事実関係については、当事者それぞれに主張される理由がありました。しかし、居住者C氏の職員D氏に対する拒否の感情は激しく、放置すればC氏が精神的に正常さを保つことが出来ないとの危機感すら感じられる事態となりました。そこで緊急避難の措置として、園長の責任においてC氏の訴えを認め(1)の場合と同様な措置を決定し、且つ関係者に報告、公表しました。

さて、職員D氏の日頃の居住者介護に対する姿勢については、今回指摘された問題点を事前に改善出来なかった園長としての責任を痛感しました。

他方、職員D氏については、指摘されるような問題点は否定は出来ませんが、別な居住者に対してのD氏の暖かな且つ一生懸命な介護態度を持っていることは居住者、職員も認めている事でした。そこで、園長としては、D氏が所属する生活班のリーダーに対して、D氏の問題点の指摘と改善を援助すると共に、D氏の評価できる部分を周囲が理解し認める努力を要請した。このことは一言で言えば「D氏を居住者、職員から孤立化させない、孤立してしまうと適切な助言を受け入れる余地すら失うことを避けたい」という願いのためでした。

結果的には、約2ヶ月後当事者、居住者自治会、生活班のリーダーを含む関係職員の努力によって、居住者C氏の職員D氏に対する「介護拒否」は撤回されました。

5. 人権擁護第3者機関の設置

以上お話ししましたように、当園においての人権に関する課題は、どちらかと言うと、介護を受ける立場にある居住者と介護を提供する職員の関係が、現実的な問題として提起されたものです。

紙面の関係で、「人権擁護」についての私の考えを十分に述べることは不可能ですが、くろめ園における「介護拒否問題」、当園において実施した「介護態度アンケート」の実践経験、「しらゆりの家問題」、そして当園居住者から提起された「介護拒否問題」の経験を通じて考えると、施設における居住者の人権問題に限定すると、要約以下のように整理出来ると思います。

(1) 施設管理者の責任は重大であることを再確認致しました。即ち、居住者の人権を尊重する理念と理念が具体化されないところには、「居住者の自己決定に基づく生活を保障または生活の質の向上」等の療護施設の目的は達成されないと思います。

(2) 問題の解決を図るにあたって、まずは居住者の人権を直視する視点をもって事にあたりましたが、しかし、施設管理者は当然のことながら、職員に対しても責任を持っている立場でもありますので、事件が起こってから対処するのでは本来的な解決にならないことを痛感致しました。日頃、居住者と職員の立場の相違によって意見の違いもみられますが、居住者、職員相互が率直に話し合う事が出来るような生活を作らなければならぬと考えます。概略以上のような理由で、当園における、人権擁護第3者機関の設置を提案致しました。

同機関の検討経過は本誌前々号に成田開設準備室長の紹介文が掲載されておりますので参照して下さい。

お かわ
終わりに代えて。

じゅうらい かんけいしゃ さいさん してき しせつ へいさせい たは でき
従来、関係者から再三指摘されているように、「施設の閉鎖性」を打破出来ないことが、
しせつとくゆう ろんり ゆうせん かいご ぎよひ もんだい く かわ
施設特有の論理が優先してしまい、介護拒否問題を繰り返すことになってしまったと言わ
ざるを得ません。

しせつ せきん さ いと にんげん じゃくてん たにん こと
施設の責任を避ける意図はまったくありませんが、人間がもっている弱点（他人の事は
ひはん ひょうろん みずか じゃくてん まづ みと でき さ
それなりに批判、評論できるが自らの弱点は気付かない、認めたくない、出来れば避けて
とお どうとう よう にんげんてきじゃくてん じかく ひつよう どうき もん
通りたい等々）があり、また、この様な人間的弱点を自覚するために必要な動機づけ（問
だい いしき かくりつ つね ひごろ がくしゅう ふそく けいか てき しせつ へいさせい ぞうふく
題意識の確立）と常日頃の学習の不足が、結果的には施設の閉鎖性をより増幅させている
かんが え
と考えざるを得ません。

さいご じんけんもんだい かんが さい わたくし つね いしき こと しょうかい お
最後に人権問題について考える際に、私が常に意識している事をご紹介しますし
ます。それは、わたくし にんげん ほんね ぶぶん ひはん
「ほめられ、または評価」される方が安心したり、喜ばしい気持ち強いものではないか
ひょうか ほう あんしん よろこ きもち つよ
と考えています。

たと かいご ぎょうむ しょくぎょう われわれ しせつしょくいん かんじょう かいご う
例えば、介護業務を職業としている我々施設職員の感情はどうでしょうか、介護を受け
たちば しょうがいしゃ かいじょ たび かんしゃ しごと れい
る立場の障害者から介助する度に「ありがとう」と感謝されると、「仕事ですからお礼は
ふひつよう れいぐい い おお おも
不必要です」と例外なく言うことが多いと思います。

しかし「仕事だから当たり前」といった顔をされるよりも、「ありがとう」と言われる
ほう うれ かんじょう こころ ぶつう にんげん おも
方が嬉しいという感情が心のどこかにあるのが普通の人間ではないかと思っています。

はなし か いりょう びょういんどう きょういく しゃかいふくし とく しせつしょくいん じゅうらい ひはん
話は変わりますが、医療（病院等）、教育、社会福祉特に施設職員は、従来、批判され
たちば しごと い べつ い かわ れい い こと
にくい立場の仕事であるとも言われていますし、別な言い方をすれば「お礼を言われる事
な しょくぎょう かんが じゃくてん
に慣れている職業」であることかもしれません。このように考えると、このような弱点を
も こじん およ しょくぎょうしゅうだん じかく つね ひごろ たしゃ いけん き
持った個人及び職業集団であることを自覚し、常日頃から、他者の意見を聞かなければな
らんが ひとり
らないと考えている一人です。

ぜんりょうきょう 全療協について知ろう (その5)

『ニュース』3号で記しましたように、今年ことしの全療協大会ぜんりょうきょうたいかい（広島市ひろしまし）でも、自治会ネットじちかいからのピラ配りを計画していましたが、その時点で94年度活動方針が定まっておらず、準備不足で実行できませんでした。事務局の不手際をお詫び申し上げます。

ただ、1日目のシンポジウム「21世紀に向けての療護施設のあり方を問う」の中で、谷口明広たにくちあきひろ・自立生活問題研究所じりつせいかつもんたいけんきゅうじょしよちょう 所長が、自治会ネットの紹介をして下さいました。谷口さんが全療協の機関誌に載せる原稿を、いずれ『ニュース』に転載させて頂く予定です。

★ ★ ★

『ニュース』4号で、“第1次療護施設の機能・制度のあり方等基本問題検討委員会”だいじちりょうごしせつ きのう せいど かたどう きほんもんだいけんとう いいんかい 報告書が出されたことをお知らせしましたが、第2次の基本問題検討が、全施設の現場職員も参加して行われることになったそうです。現任職員による「生活向上のための施設サービス検討委員会」を新たに設け、各施設持ち回りで委員会を開きながら、入所者・家族・地域住民などの意見を取り入れつつ、施設サービスに関する検討を進める予定とのこと。各ブロック・都道府県・施設の取り組み状況について、情報が入り次第、この『ニュース』でお知らせしたいと思います。また、皆さんからの情報提供をお待ちします。

へんしゅうこうき 編集後記

ざんしょ みま ちゅう あ
残暑お見舞い申し上げます。

はっかん ふていき めいわく か おも
発刊が不定期になってしまい、ご迷惑をお掛けしているのではないかと思います。

もう わけ
申し訳ございません。

こじんてき こと わたし がつ ねんかん せわ きよせ りょうごえん たいしよ ちい
個人的な事ですが、私は7月に3年間お世話になった清瀬療護園を退所し、小ぢやなアパート暮らしを始めることになりました。療護施設の利用者ではなくなった訳ですが、引き続き編集の仕事をさせて頂きますので、よろしくお願い致します。

なお、この事に伴って、会計を清瀬療護園の川島正幸さん、広報をカーサ・ミナノの
ふざわたかし 魅沢孝さんに代わって頂くことになりました。よろしくお願ひします。

ねん がつ ついたち きかんしへんしゅうたんどう おだ いっせき
1994年 8月 1日 機関誌編集担当 小田 一石

しん れんらくさき
※新スタッフ連絡先※

かいけい かわしままさゆき ゆうびん どうきょうと きよせし たけおか きよせ りょうごえんない
会計：川島正幸 〒204 東京都清瀬市竹丘3-17-72 清瀬療護園内

テル たいひょう ファクス
TEL.0424-93-3235 (代表) FAX.0424-93-3234

こうぼう ふざわ たかし ゆうびん さいたまけんちちぶ くみなの まちくにかみ ない
広報：魅沢 孝 〒369-16 埼玉県秩父郡皆野町国神421 カーサ・ミナノ内

テル きょしつ
TEL.0494-62-5420 (居室)

へんしゅう おだ いっせき ゆうびん どうきょうと ねりまくひがしおおいすみ
編集：小田一石 〒178 東京都練馬区東大泉2-5-11 シルクハイツ105

テル ファックスけんよう
TEL.03-3978-4838 (FAX兼用)

おだへんしゅうちょう へんしゅうこうき か お せかいいっしゅう ほうろう たび で
★小田編集長は、編集後記を書き終えるや、世界一周(!?)放浪の旅に出てしまいました。

したが ごう かぎ さいしゅうてき ふび ひの りょうごえん じむきょくざつようがかり とくぎ こ
従ってこの号に限り、最終的な不備はすべて日野療護園の事務局雑用係・徳木とも子の

せきにん と あ とくぎ ねが
責任になります。お問い合わせは徳木までお願ひします。

りょうご しせつ じちかい ぜんこく せつりつじゅんびかい ナンバー
療護施設自治会全国ネットワーク設立準備会ニュース No.5

はっこうび ねん がつついたち
発行日：1994年9月1日

ねんかんこうどりょう えん
年間購読料：1000円

はっこうしゅ りょうご しせつ じちかい ぜんこく せつりつじゅんびかい じむきょく
発行者：『療護施設自治会全国ネットワーク』設立準備会事務局

れんらくさき どうきょうと ひの し おちかわ どうきょうと ひの りょうごえん にゅうきょしゅ じちかいない
連絡先：〒191 東京都日野市落川245-1 東京都日野療護園 入居者自治会内

たいひょう
Tel.0425-93-2421 (代表) Fax.0425-93-0075

ゆうびんふりかえ きゅう どうきょう りょうご しせつ じちかい ぜんこく
郵便振替(旧)：東京8-715838 『療護施設自治会全国ネットワーク』

しん
(新)：00180-0-715838 『 』